

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人の名称は、一般財団法人東京都立駒場高等学校同窓会・駒場松桜会とする。

(事務所)

第2条 この法人は、東京都目黒区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京都立駒場高等学校同窓生の相互交流、又、同校及び生徒会への援助等を行い、同校及び同校同窓生の発展に寄与することを目的とする。

(事業活動)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業活動を行う。

- 一 会報の定期刊行及び名簿等の管理
- 二 同窓の集い、音楽会、美術展等の開催
- 三 生涯学習機会提供のためのセミナー、講演会等の開催
- 四 東京都立駒場高等学校生徒会活動、部活動等への助成
- 五 その他前条の目的を達成するための事業活動

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画及び収支予算は理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近に開催される定時評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算は、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書
- 五 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

(公告及び公告方法並びに保存)

第9条 法務省令で定めるところにより、定時評議員会の集結後遅滞なく、計算書類を公告しなければならない。公告は電磁的方法で行う。又、計算書類は10年保存しなければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に7名以上12名以内の評議員を置く。

(評議員の選任)

第11条 評議員の選任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれかにも該当しない者を理事会において選任する。

- 一 この法人又は関連団体の業務を執行する者又は使用人
- 二 過去に前号に規定する者となったことがある者
- 三 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等以内の親族、使用人

4 評議員選定委員会に評議員候補者は、会員の中から選任し、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項を委員に説明しなければならない。

- 一 当該候補者の経歴
- 二 当該候補者を候補者とした理由

- 三 当該候補者との法人及び役員との関係
- 四 当該候補者の兼職状況
- 五 会員の中から推薦する

(評議員の解任)

第12条 評議員が次のいずれかに該当するときは評議員選定委員会において、選定委員の3分の2以上の決議により解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った時
- 二 評議員としてふさわしくない非行があったとき
- 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えられないとき

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度の定時評議員会の終了時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、定数に満たない場合は、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。
- 3 補充により選任された評議員の任期は前任者の残存期間とする。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 2 前項の支払いに関し必要な事項は別に定める。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第15条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任又は解任
- 二 計算書類の承認
- 三 定款の変更
- 四 基本財産の処分又は除外の承認
- 五 残余財産の処分
- 六 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の種類及び開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

- 2 定時評議員会は毎年決算後 3 か月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は必要に応じて理事長が招集する。

(評議員会の招集及び通知)

第 18 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員の現在数の 3 分の 1 以上から、会議の目的を示して請求があった場合は、理事長は 30 日以内にこれを招集しなければならない。
- 3 理事長は、評議員会の 1 週間前までに評議員にたいして、会議の日時、場所、目的審議事項を示して、書面をもって通知しなければならない。この通知に代えて、評議員の承諾がある場合には、電磁的方法により、通知を発することができる。

(評議員会の議長及び定足数)

第 19 条 評議員会の議長は評議員会の都度、出席した評議員の互選により選出する。

- 2 評議員会は評議員の現在数の過半数以上が出席しなければ、これを開き、議決することはできない。

(評議員会の議決)

第 20 条 評議員会は、定款第 18 条の評議員会招集通知に記載された審議事項のみ、決議する。

- 2 決議について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人法 189 条 2 項及び定款に別段の定めがある場合の決議は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上をもって決する。

(評議員会の議決の省略)

第 21 条 理事長が、評議員会の議決の目的である事項について提案した場合、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を行った場合はその提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなすものとする。

(評議員会の議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、かつ議長及び出席者代表 2 名の署名捺印を受けて、これを 10 年間保存しなくてはならない。

第 6 章 役員

(役員の種類及び定数)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 10名以上14名以内
- 二 理事のうち1名を理事長、3名以内を常務理事とする
- 三 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第1項2号の業務執行理事とする。
- 四 監事 2名以上3名以内

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事会の決議によって理事の中から理事長及び常務理事を選定する。

(理事の職務)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(理事長の権限と責任)

第26条 理事長は、この法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 理事長の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(理事の忠実義務)

第27条 理事は、法令及び定款並びに評議員会の決議を遵守し、この法人のためにその職務を行わなければならない。

(理事の取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- 一 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- 二 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- 三 この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において、この法人と当該理事との利益が相反する取引

(監事の職務)

第29条 監事は次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の職務執行の状況を監査すること。

- 二 この法人の業務並びに財産の状況を監査すること。
- 三 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- 四 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告すること。
- 五 前号の報告をするため必要あるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員報酬等)

- 第30条 役員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 2 前項の支払いに関し必要な事項は別に定める。

(役員任期)

- 第31条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会のときまでとする。再任を妨げない。
- 2 監事の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会のときまでとする。再任を妨げない。
 - 3 役員が辞任しようとするときは、理事長にその理由を申し出て、理事会で同意を得なければならない。
 - 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 5 補充により選任された理事又は監事の任期は前任者の残存期間とする。

(役員解任)

- 第32条 役員が次の一に該当するときは、評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上をもって解任することができる。
- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 二 役員としてふさわしくない非行があったとき。
 - 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(職員)

- 第33条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、必要な職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。
 - 3 職員は、有給とする。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第 34 条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 35 条 理事会は次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長及び常務理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第 36 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示し、招集の請求があった場合は、2 週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示して会議の 5 日前までに到着するように文書をもって通知しなくてはならない。この通知に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(理事会の定足数及び決議)

第 37 条 理事会の議長は理事長又は理事長が指名した理事がこれに当たる。

- 2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 38 条 理事長が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を行った場合はその提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。

(理事会の議事録)

第 39 条 理事会の議事は、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事の記名捺印を受けて、これを 10 年間保存しなくてはならない。

第 8 章 会員

(会員)

第 40 条 この法人は次の要件を持つ者を会員とする。

- 一 正会員
 - ① 東京府立（又は都立）第三高等女学校本科又は高等科卒業生
 - ② 東京都立駒場高等学校卒業生

③ 東京府立（又は都立）第三高等女学校本科又は高等科並びに東京都立駒場高等学校に在学した者で理事会の賛成を得た者

④ 東京府立第三高等女学校同窓会立補修科修了者

二 特別会員

東京府立（又は都立）第三高等女学校並びに東京都立駒場高等学校教職員及び同校教職員であった者

三 賛助会員

この法人に多大な財政的援助を行った者で、理事会が認めた者

（申込金及び年会費）

第 41 条 この法人の正会員申込金は 5,000 円、正会員年会費は 1,000 円とする。

第 9 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 42 条 この定款は評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議を得て変更することができる。ただし、「目的」と「評議員の選任と解任の方法」を変更の場合には、4 分の 3 以上の議決を必要とする。変更した場合は、遅滞なくその旨を登記しなければならない。

（法人の解散）

第 43 条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

第 10 章 公告の方法

（公告の方法）

第 44 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

附則

1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項の規定による設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認

定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 設立当初の評議員は次の通りである。

小川 碧
石川 清子
中林 京子
森嶋 恭子
阿部 長太郎
羽島 知之
高橋 陽子
新妻 紀子
中島 和子
深澤 正利
矢部 一
中川 聡

4 この法人の最初の代表理事は米田貴子とする。

5 設立当初の理事、監事は次の通りである。

理事（代表） 米田 貴子
理事 奈良本 俊夫
理事 青木 栄二
理事 平島 満
理事 石澤 一子
理事 高橋 元子
理事 木暮 徳子
理事 木村 福夫
理事 馬淵 伸子
理事 根来 重男
理事 金子 和敏
理事 角田 やよい

理事 上中 優
理事 平戸 伸幸

監事 条 太郎
監事 三上 眞喜子
監事 三好 達雄

別表 1 基本財産

単位：円

財産種別	金額	場所
定期預金	10,000,000	三菱東京UFJ信託銀行渋谷支店
合計	10,000,000	